

職業教育訓練促進法（略称：職業教育訓練法）

（施行 2018. 9. 28）

[法律第 15525 号、2018. 3. 27、一部改正]

教育部（職業教育政策課）044-203-6397

雇用労働部（仕事と学習並行政策課）044-202-7283

HP－法令 13

第 1 章 総則（改正 2011. 6. 7）

（目的）

第 1 条 この法律は、職業教育訓練を促進するために必要な事項を定め、すべての国民に素質及び適性に適合した多様な職業教育訓練の機会を提供して職業教育訓練の効率性及び質を高めることにより、国民生活水準の向上と国家経済の発展に資することを目的とする。〔条文改正 2011. 6. 7〕

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 （改正 2016. 2. 3）

1. 「職業教育訓練」とは、「産業教育振興及び産学協力促進に関する法律」及び「勤労者職業能力開発法」並びにその他の他の法令により学生と勤労者等に対し、就職又は職務遂行に必要な知識・技術及び態度を習得・向上させるために実施する職業教育及び職業訓練をいう。
2. 「職業教育訓練機関」とは、職業教育訓練を実施する機関又は施設をいう。
3. 「職業教育訓練生」とは、職業教育訓練を受けている者又は受けようとする者をいう。
4. 「職業教育訓練教員」とは、職業教育訓練機関において職業教育訓練生を指導する者をいう。
5. 「産学協同」とは、職業教育訓練機関及び産業体（産業体団体及び研究機関を含む。以下同じ。）が、産業人材の養成及び産業技術の開発のために、次の各モクの事項に関して協力する活動をいう。
 - カ. 人材・施設・設備及び職業教育訓練情報の共同活用及び共同研究
 - ナ. 特約による学科又は職業教育訓練課程の設置
 - ダ. 職業教育訓練の委託実施
6. 「遠隔職業教育訓練」とは、隔地間に情報通信媒体を利用して実施される職業教育訓練をいう。
7. 「現場実習」とは、職業教育訓練生が今後の進路と関連して就職及び職務遂行に必要な知識・技術及び態度を習得することができるように職業現場で実施する教育訓練過程をいう。

[条文改正 2011. 6. 7]

(国家等の責務)

第 3 条 国家及び地方自治体は、次の各号の事項に関し、行政上・財政上の支援施策を用意しなければならない。

1. 職業教育訓練機関の施設・設備の拡充及び実験実習の実施
2. 経済的・時間的余裕が不足している者に対する職業教育訓練の実施
3. 職業教育訓練教員の養成及び資質向上のための研修
4. 法人として切り替えた職業教育訓練機関
5. 産業体が実施する現場実習
6. 産学協同の実施
7. 遠隔職業教育訓練体制の構築
8. 職業教育訓練生の受講料等職業教育訓練費用負担

[条文改正 2011. 6. 7]

第 2 章 職業教育訓練の促進 (改正 2011. 6. 7)

(職業教育訓練基本計画の樹立・施行)

第 4 条

- (1) 国家は、職業教育訓練を効率的に推進するために職業教育訓練基本計画（以下「基本計画」という）を樹立・施行しなければならない。
- (2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。（改正 2018. 3. 27）
 1. 職業教育訓練機関の設置・運営及びその施設・設備の確保・改善
 2. 職業教育訓練教員の養成及び研修
 3. 職業教育訓練生の進路指導
 - 3の2. 職業教育訓練生の人権の保護及び安全の保障
 4. 職業教育訓練機関の連係運営
 5. 職業教育訓練機関の評価
 6. 職業教育訓練課程及び職業教育訓練資料の開発・普及
 7. 女性に対する職業教育訓練
 8. 職業教育訓練に関する国際協力
 9. その他の職業教育訓練に関する主な事項
- (3) 関係中央行政機関及び地方自治体は、基本計画に沿って細部実践計画を樹立・施行しなければならない。
- (4) 基本計画及び前項による細部実践計画の樹立手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定

める。

[条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練基本計画の樹立・施行)

第4条

(1) 国家は、職業教育訓練を効率的に推進するために職業教育訓練基本計画（以下「基本計画」という）を樹立・施行しなければならない。

(2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。（改正 2018. 3. 27）

1. 職業教育訓練機関の設置・運営及びその施設・設備の確保・改善
2. 職業教育訓練教員の養成及び研修
3. 職業教育訓練生の進路指導
- 3の2. 職業教育訓練生の人権の保護及び安全の保障
4. 職業教育訓練機関の連係運営
5. 職業教育訓練機関の評価
6. 職業教育訓練課程及び職業教育訓練資料の開発・普及
7. 女性に対する職業教育訓練
8. 職業教育訓練に関する国際協力
9. その他の職業教育訓練に関する主な事項

(3) 教育部長官及び雇用労働部長官は、基本計画を樹立するために職業教育訓練関連実態調査を実施することができる。（新設 2018. 12. 18）

(4) 教育部長官及び雇用労働部長官は、基本計画の樹立及び前項による実態調査のために、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長等関連機関・団体の長に必要な資料を要請することができ、要請された関連機関・団体の長は、特別な理由がない限りこれに対し協力しなければならない。（新設 2018. 12. 18）

(5) 関係中央行政機関及び地方自治体は、基本計画に沿って年度別細部実践計画を樹立・施行し、次年度の実践計画及び過年度の推進実績を教育部長官及び雇用労働部長官に提出しなければならない。この場合において、教育部長官及び雇用労働部長官は、関係中央行政機関及び地方自治体の実践計画及びその推進実績を点検・評価し、その結果を次の基本計画を樹立するときに反映させなければならない。（改正 2018. 12. 18）

(6) 基本計画、**第3項による実態調査の方法及び内容**、前項による細部実践計画の樹立の手続き**並びに推進実績評価の方法及び内容**等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2018. 12. 18)

[条文改正 2011. 6. 7]

[施行日：2019. 6. 19]第4条

(職業教育訓練機関の連係運営)

第5条

- (1) 職業教育訓練機関は、職業教育訓練課程を互いに連係して運営し、又は人材・施設・設備及び職業教育訓練情報を共同で活用することができる。
- (2) 職業教育訓練機関の長は、職業教育訓練生が前項により連係して運営する他の職業教育訓練機関の職業教育訓練課程を履修した場合は、これを当該職業教育訓練機関の職業教育訓練課程の全部又は一部を履修したことものと認めることができる。
- (3) 職業教育訓練機関の長は、連係して運営する他の職業教育訓練機関の職業教育訓練課程を履修した者が当該職業教育訓練機関に入学又は編入学しようとする場合に、その者を優先して選抜することができる。

[条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練の委託)

第6条

- (1) 国家及び地方自治体又は職業教育訓練を実施しようとする者は、職業教育訓練の効率性を高めるために、職業教育訓練機関又は職業教育訓練を実施する能力がある者に職業教育訓練の実施を委託することができる。
- (2) 職業教育訓練機関の長は、その職業教育訓練の一部を他の職業教育訓練機関又は産業体に委託して実施することができる。

[条文改正 2011. 6. 7]

(現場実習)

第7条

- (1) 職業教育訓練生は、職業教育訓練課程を履修する中で産業体において現場実習を受けなければならない。ただし、「初・中等教育法」第2条による学校に在学中である職業教育訓練生及び当該職業教育訓練課程と同じ又は類似の分野に在職中である者及びその他の大統領令で定める者の場合は、この限りでない。 (改正 2016. 2. 3, 2018. 3. 27)
- (2) 国家及び地方自治体は、現場実習の確実な運営のために、現場実習の運営実態等に関して、大統領令で定めるところにより、指導・点検計画を毎年樹立・施行しなければならない。

(新設 2016. 2. 3, 2018. 3. 27)

[条文改正 2011. 6. 7]

(現場実習)

第7条

(1) 業教育訓練生は、職業教育訓練課程を履修する中で産業体において現場実習を受けなければならない。ただし、「初・中等教育法」第2条による学校に在学中である職業教育訓練生及び当該職業教育訓練課程と同じ又は類似の分野に在職中である者並びにその他の大統領令で定める者の場合は、この限りでない。(改正 2016. 2. 3, 2018. 3. 27)

(2) 国家及び地方自治体は、現場実習の確実な運営のために、毎年現場実習の運営実態を調査し、その結果を公表しなければならない。

(新設 2016. 2. 3, 2018. 3. 27, 2018. 12. 18)

(3) 関係中央行政機関及び地方自治体は、前項による現場実習の運営実態調査結果を反映して現場実習に関する指導・監督をしなければならない。(新設 2018. 12. 18)

(4) 第2項による実態調査の範囲及び方法並びに前項による指導・監督等に必要事項は、大統領令で定める。(新設 2018. 12. 18)

[条文改正 2011. 6. 7]

[施行日 : 2019. 6. 19] 第7条

(現場実習運営基準)

第7条の2

(1) 国家及び地方自治体は、「初・中等教育法」第2条による学校に在学中である職業教育訓練生(以下「在学中職業教育訓練生」という。)が参加する現場実習の充実のために、現場実習運営基準を定めなければならない。

(2) 前項による運営基準には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 現場実習産業体選定に関する事項
2. 現場実習プログラムに関する事項
3. 現場実習の地図・監督に関する事項
4. その他の現場実習の充実のために必要な事項

[本条新設 2016. 2. 3]

(就職支援センター設置・運営)

第7条の3

(1) 市・道教育長は、「初・中等教育法」第2条による学校の現場実習の支援、就職力量の強化等職業教育訓練活性化のために、就職支援センターを設置・運営することができる。

(2) 市・道教育長は、第2条第2号による職業教育訓練機関又は市・道教育庁に就職支援センターを設置することができる。

(3) 就職支援センターの設置・運営等に必要事項は、市・道の条例で定める。

[本条新設 2018. 3. 27.]

(現場実習産業体の選定等)

第8条

- (1) 前条による現場実習を実施する産業体（以下「現場実習産業体」という。）は、職業教育訓練生又は職業教育訓練機関の長及び産業体の長が協議して選定する。
- (2) 前項により現場実習産業体を選定するときは、職業教育訓練生の専攻分野、現場実習プログラムの適切性、現場実習施設・設備の適合性及び厚生福祉条件等を考慮しなければならない。
(改正 2016. 2. 3)
- (3) 職業教育訓練機関の長は、前項により現場実習産業体を選定するために必要な場合は、第 18 条による当該地域職業教育訓練協議会に対して関連情報の提供等の協力を要請することができる。
- (4) 職業教育訓練協議会は、前項により協力要請を受けた場合は、当該地域産業体の長に対して職業教育訓練に関する情報の提供を要請することができる。

[条文改正 2011. 6. 7]

(現場実習契約等)

第9条

- (1) 現場実習を受ける職業教育訓練生及び現場実習産業体の長は、事前に現場実習契約を締結しなければならない。ただし、未成年者又は在学中である職業教育訓練生の場合には、**教育部長官が雇用労働部長官、産業通商資源部長官及び中小ベンチャー企業部長官と協議して告示した標準協約書により現場実習契約を締結しなければならない。**
(改正 2016.2.3,2017.7.26,2018.3.27)
- (2) 職業教育訓練生の保護又は現場実習の充実のために必要な場合には、職業教育訓練機関の長は、現場実習契約の締結に参加することができる。 (改正 2016. 2. 3)
- (3) **現場実習産業体の長は、第 1 項により締結した現場実習契約事項を遵守しなければならない。**
(新設 2018. 3. 27)
- (4) 第 1 項による現場実習契約書には、現場実習産業体の長及び職業教育訓練生の権利・義務、現場実習の内容・方法及び期間・時間、現場実習結果の評価、職業教育訓練生の福利厚生に関する事項並びにその他の大統領令で定める事項が含まれなければならない。

(新設 2016. 2. 3, 2018. 3. 27)

[条文改正 2011. 6. 7]

(現場実習時間)

第9条の2

- (1) 未成年者又は在学中である職業教育訓練生の現場実習時間は 1 日 7 時間、1 週間 35 時間を超

過できない。ただし、当事者の合意により1日1時間、1週間に5時間を限度で延長することができる。

- (2) 現場実習産業体の長は、未成年者又は在学中である職業教育訓練生について、午後10時から午前6時までの時間及び休日に現場実習をさせてはならない。

[本条新設 2016. 2. 3]

(職業教育訓練教員の産業体現場指導)

第9条の3 職業教育訓練機関の長は、現場実習産業体の長と協議して、職業教育訓練教員により産業体において現場実習中である職業教育訓練生に対して必要な現場指導をさせるようにしなければならない。

[本条新設 2016. 2. 3]

(現場実習産業体の責務)

第9条の4

- (1) 現場実習産業体の長は、現場実習条件を改善し、適切な実習環境をつくることによって職業教育訓練生の**人権並びに**生命及び身体を保護し、国家及び地方自治体の現場実習施策に積極的に協力しなければならない。 (改正 2018. 3. 27)
- (2) 現場実習産業体の長は、現場実習を実施するに当たって、次の各号の事項を誠実に履行する責務を負う。
1. 現場実習に必要な施設・設備の確保
 2. 産業災害の予防及び補償
 3. 職業教育訓練教員の現場指導に対する協力
 4. 現場実習産業体の安全・保健に関する情報提供
 5. その他の安全で効率的な現場実習に必要な事項
- (3) 現場実習産業体の長は、やむを得ない理由により現場実習を中断する場合には、職業教育訓練生が所属する職業教育訓練機関の長に当該事実を事前に通知しなければならない。

[本条新設 2016. 2. 3]

(現場実習安全教育等)

第9条の5

- (1) 職業教育訓練機関の長は、現場実習を受ける職業教育訓練生に対し現場実習安全教育を実施しなければならない。
- (2) 職業教育訓練機関の長は、前項による安全教育をそのために必要な人材・施設及び装備等を備えた専門機関に委託することができる。

[本条新設 2016. 2. 3]

(優先的職業教育訓練対象者)

第10条 職業教育訓練機関の長は、障害者及び生活保護対象者並びにその他の人材需給上必要であると認められる者に、大統領令で定めるところにより、職業教育訓練を優先的に受けさせなければならない。 [条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練生の選抜)

第11条

- (1) 職業教育訓練機関の長は、職業教育訓練生を選抜するときは、次の各号の者を優待しなければならない。
1. 当該職業教育訓練課程に関連した適性を有する者
 2. 当該職業教育訓練課程と同じ又は類似の分野の職業教育訓練課程を履修した者
 3. 産業体勤労者又は資格関連法令による資格所持者
- (2) 職業教育訓練機関の長は、いつでもどこでも職業教育訓練を受けることができる社会を実現することができるように、職業教育訓練生を選抜しなければならない。

[条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練過程の編成)

第12条 職業教育訓練過程を編成する者は職業教育訓練過程が職業教育訓練生の多様な要求に応じて、関連分野の産業体に従事する者を参加させるなどの方法を通じて産業体の需要に適合するように編成しなければならない。 [条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練教員の養成及び研修等)

第13条

- (1) 国家及び地方自治体は、優秀な職業教育訓練教員を養成し、職業教育訓練教員の能力を発展させるために、産業体現場研修等多様な研修機会を提供するように努めなければならない。
- (2) 職業教育訓練機関の設置・運営者は、産業体に従事する者を職業教育訓練教員として積極的に活用しなければならない。職業教育訓練教員を採用するときは、産業体に従事する者を優待しなければならない。
- (3) 職業教育訓練機関の設置・運営者は、職業教育訓練教員が職務と関連して研修を受ける場合は、研修費用の全部又は一部を支援し、又は給与上若しくは人事上の配慮をすることができる。

[条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練機関の特性化等)

第 14 条

- (1) 国家及び地方自治体は、職業教育訓練の水準を高めるために、特性化された職業教育訓練機関を設置・運営するための施策を用意しなければならない。
- (2) 国家は、職業教育訓練機関の自律性を拡大することにより職業教育訓練の質を高めるため、国公立職業教育訓練機関を法人化するための施策を用意しなければならない。

[条文改正 2011. 6. 7]

(遠隔職業教育訓練体制の構築)

第 15 条

- (1) 職業教育訓練機関の設置・運営者は、先端情報通信媒体を活用した効率的な遠隔職業教育訓練体制を構築するために努力しなければならない。
- (2) 職業教育訓練機関の設置・運営者は、マルチメディア学習資料等各種教育訓練媒体を開発・活用するために努力しなければならない。

[条文改正 2011. 6. 7]

第 3 章 職業教育訓練協議会等 (改正 2010. 3. 17)

第 16 条 削除 (2010. 3. 17)

第 17 条 削除 (2010. 3. 17)

(職業教育訓練協議会の設置)

第 18 条

- (1) 地方自治体の職業教育訓練に関する事項を審議するため、特別市・広域市・道及び特別自治道に職業教育訓練協議会（以下「協議会」という。）を置くものとし、市・郡・自治区には協議会を置くことができる。
- (2) 協議会は、次の各号の事項を審議する。
 1. 職業教育訓練機関の施設・設備投資計画の樹立
 2. 職業教育訓練機関の連係運営
 3. 職業教育訓練機関及び産業体の産学協同
 4. 職業教育訓練機関に対する評価
 5. その他の当該地域の職業教育訓練に関する事項

[条文改正 2011. 6. 7]

(協議会の構成)

第 19 条

- (1) 協議会は、委員長を含む 15 人以内の委員で構成する。
- (2) 協議会の委員長は、当該地方自治体の長がなり、委員は、当該地域の「商工会議所法」による商工会議所の会長、地方教育行政機関の長、地方雇用労働官署の長及び地方中小ベンチャー企業官署の長並びに当該地方自治体の長が委嘱する職業教育訓練界・産業界・労働界を代表する者となる。(改正 2017. 7. 26)
- (3) 委員の任期は、2 年とし、再任することができる。ただし、当然職の委員は、その職に在任する期間とする。
- (4) 協議会の構成及び運営に必要な事項は、当該地方自治体の条例で定める。

[条文改正 2011. 6. 7]

(運営委員会)

第 20 条 職業教育訓練機関は、効率的な職業教育訓練運営計画の樹立・施行、産学協同の推進等のために、産業界及び職業教育訓練界を代表する者、父兄、職業教育訓練教員、地域社会を代表する者等で構成される運営委員会を設置・運営することができる。 [条文改正 2011. 6. 7]

第 4 章 教育訓練機関の評価および情報の公開 (改正 2011. 6. 7)

(職業教育訓練機関に対する評価)

第 21 条

- (1) 国家及び地方自治体は、職業教育訓練機関に対する評価をしなければならない。
- (2) 国家及び地方自治体は、前項による評価の業務を「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国職業能力開発院に委託することができる。
- (3) 第 1 項による評価対象職業教育訓練機関の範囲及び評価方法等の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2011. 6. 7]

(職業教育訓練機関に対する評価)

第 21 条

- (1) 国家及び地方自治体は、職業教育訓練機関を対象として、次の各号の事項を評価しなければならない。(改正 2015. 1. 20)
 1. 国家及び地方自治体から支援された支援金の運用実態
 2. 職業教育訓練機関の施設・装備の現況
 3. 職業教育訓練教員及び職員の現況
 4. 職業教育訓練課程の運営実態

5. その他の大統領令で定める事項

- (2) 国家及び地方自治体は、前項による評価の業務を「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国職業能力開発院に委託することができる。
- (3) 第1項による評価対象職業教育訓練機関の範囲及び評価方法等の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2011.6.7.]

(評価結果の公開等)

第22条

- (1) 国家及び地方自治体は、前条により職業教育訓練機関を評価したときは、その結果を公開しなければならない。
- (2) 国家及び地方自治体は、前項による評価結果を職業教育訓練機関に対する行政的・財政的支援に反映しなければならない。
- (3) 第1項による評価結果の公開範囲及び公開方法等の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2011.6.7.]

(職業教育訓練情報の公開)

第23条

- (1) 国家、地方自治体、韓国職業能力開発院及び職業教育訓練機関は、職業教育訓練に関連した情報を公開しなければならない。
- (2) 前項により公開しなければならない情報の種類及び公開方法並びにその他の情報の公開に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2011.6.7.]

(「勤労基準法」の準用等) 第24条

- (1) この法律の適用を受ける現場実習については、「勤労基準法」第54条、第65条、第72条及び第73条を準用する。この場合において、「使用者」は「現場実習産業体の長」と、「勤労」は「現場実習」と、「勤労者」は「職業教育訓練生」とみなす。(改正 2018.3.27)
- (2) 前項により準用する「勤労基準法」第54条、第65条、第72条及び第73条の違反に対する罰則に関しては、同法第109条第1項、第110条第1号及び第114条第1号をそれぞれ準用する。(新設 2018.3.27)

[本条新設 2016.2.3.]

(指導・点検等)

第25条

- (1) 教育部長官、雇用労働部長官及び市・道教育長は、現場実習契約の締結、現場実習時間の遵守、現場実習の運営等に関して、職業教育訓練機関及び現場実習産業体に対して、必要な場合、報告若しくは資料の提出を命じ、又は関係公務員によって現場調査をさせる等の指導・点検ができる。
- (2) 教育部長官、雇用労働部長官及び市・道教育長は、前項による現場調査を行う場合には、現場調査を受ける者に対してあらかじめ調査日時、調査内容等必要な事項を知らせなければならない。ただし、緊急若しくはあらかじめ知っている場合又はその目的を達成できないと認められる場合には、この限りでない。
- (3) 前2項により現場調査を行う所属職員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に示さなければならない。

[本条新設 2016. 2. 3]

(罰則)

第26条 第9条の2に違反して、現場実習時間を超過し。又は夜間若しくは休日に現場実習を実施した者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2016. 2. 3]

(過怠金)

第27条

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する者には、500万ウォン以下の過怠金を賦課することができる。(改正 2018. 3. 27)
 1. 第9条第1項に違反して、現場実習契約を締結せず、又は現場実習契約を締結するときに標準協約書を使用しなかった現場実習産業体の長には、500万ウォン以下の過怠金を賦課することができる。
 2. 第9条第3項に違反して、現場実習契約のうち次の各モクの標準協約の事項を遵守しなかった現場実習産業体の長
 - カ. 現場実習期間
 - ナ. 現場実習の方法
 - ダ. 担当者の配置
 - ラ. 現場実習手当て
 - マ. 安全・保健上の措置
 - バ. 現場実習内容の変更手続き
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、教育部長官又は雇用労働部長官が賦課・徴収する。〈改正 2018. 3. 27.〉

[本条新設 2016. 2. 3]

(権限の委任)

第28条 この法律による教育部長官又は雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を教育部長官は市・道教育長に、雇用労働部長官は地方雇用労働官署の長に、それぞれ委任することができる。

[本条新設 2018. 3. 27.]

付則 (法律第 5316 号、1997. 3. 27)

(施行日)

第1条 この法律は、1997年4月1日から施行する。

(他の法律の改正)

第2条 (略)

付則 (法律第 10776 号、2011. 6. 7)

この法律は、公布の日から施行する。

付則 (法律第 13048 号、2015. 1. 20)

この法律は、公布後6ヵ月経過した日から施行する。

付則 (法律第 13492 号、2016. 2. 3)

(施行日)

第1条 この法律は、公布後6ヵ月経過した日から施行する。

(現場実習契約に関する経過措置)

第2条 この法律の施行当時、従前の規定により締結された現場実習契約に関しては、従前の規定による。

付則（法律第 15525 号、2018. 3. 27）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 ヶ月経過した日から施行する。

（現場実習契約に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行当時、従前の規定により締結されていた現場実習契約に関しては、従前の規定による。

（過怠金に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行前の違反行為に対して過怠金を適用するときは、従前の規定による。